

首都圏プロモーション事業業務委託仕様書

1 業務名

首都圏向けプロモーション事業

2 事業の目的

本県には、観光誘客の強みとなる「自然」「食」「歴史・文化」などの魅力的なコンテンツはあるが、旅行先として認知度が高いとはいえず、県内宿泊者数も下位となっている。本県の認知度をさらに高め、本県が観光地として選ばれるためには、本県の強みを生かしたプロモーションを戦略的に展開し、さらなる誘客につなげていくことが必要です。

国内最大のマーケットである首都圏において、強力に発信することで「行きたくなる」、「帰りたいくなる」場所としての本県の認知度向上を図り、本県への来訪意欲を喚起することを目的として、本事業を展開します。

3 委託業務の実施予定期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

本仕様書2条に記載の目的を実現するため、次に掲げる業務を委託することとする。

（1）クリエイティブ制作

本県の魅力を発信することによって認知度及び好感度向上を図ることで、本県への誘客促進につながるようなコンテンツを制作する。

ア 制作物

- ①キービジュアル
- ②徳島県 PR 動画（2分～3分程度 ダイジェスト版：30秒程度）8本以上
- ③徳島県観光 PR 動画（15秒）横型及び縦型 8本以上
- ④写真素材、動画素材
- ⑤ノベルティ（数量は1000個以上とし、徳島をイメージさせるデザインで環境に配慮したものとする。）
- ⑥その他（事業目的に資するもの予算の範囲内でご提案）

イ 企画制作

- ・ キービジュアルについては、本県の特徴を端的に表現する内容とする。
- ・ アフター万博も見据え、関西パビリオンの徳島県ブースのコンセプトである「水とおどる Where Water Flows」からのストーリーを意識すること
- ・ ドローンなど、動画制作をするための機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心を掴むような動画に仕上げる

- ・撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整、撮影許可等の各種手続きは、受託者において行うこと
- ・動画制作に当たっては、新規撮影を原則とする。但し、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。なお、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）は全て委託料に含むものとする。
- ・YouTube やサイネージでの配信もできるよう、複数のフォーマットデータとする。
- ・音楽素材の仕様に関しては、著作権の問題が発生しないようにし、著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- ・制作物の著作権は委託者に属するものとして、動画や素材画像については、委託者でも編集は可能とすること。
- ・出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利関係の手続については受託者において行うこと。また、ターゲット市場に合わせた出演者を起用するなど工夫すること。

ウ 予算額：15,000,000円（税込）

（２）テレビスポット放映

ア 放映内容

（１）の制作物を活用した15秒素材を利用し、本県への来訪意欲につながる内容とすること。放映量については100PRP以上とすること

イ 放映エリア

首都圏（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川）※全国ネット可
Tver

ウ 期間

期間は4週間以上とする。

エ 予算額：30,000,000円（税込）

（３）Webプロモーション

ア 実施概要

（１）で作成した動画を効果的に周知するため、デジタルマーケティング手法を活用し、インターネット広告等の配信を行い、作成したランディングページに誘導するとともに口コミやSNS投稿につなげる。

イ 広告媒体

- ・広告は、到達確度の高い媒体を選択するものとし、以下の広告の中から、費用対効果を考慮し、効果的かつ効率的な組み合わせにより配信を行うこと
 - ①検索連動型広告（Google、Yahoo!JAPAN 等）
 - ②ディスプレイ広告（GDN、YDN、Facebook、Instagram など）
 - ③動画広告（YouTube、LINE、Instagram、Facebook、X など）
 - ④その他有効な広告媒体

- ・配信に当たってアカウントが必要な場合には、受託者が作成するものとする。
- ・選択した広告媒体には（１）で制作したものを使用することを基本とするが、必要に応じて、広告文、バナー、画像等の広告素材を作成すること
- ・自治体が実施する事業の広告として、ふさわしくないウェブサイト等に配信されないよう配慮すること

ウ 予算額：４５，０００，０００円（税込）

（４）交通広告

ア 目的

首都圏から本県への誘客を促進するため、東京都内の駅及び公共交通機関内に広告を掲出することにより、徳島県の認知向上を図ることを目的にします。

イ 実施内容

都内において、浜松町駅及び羽田空港駅に２箇所以上、２ヶ月以上で交通広告（サインボード、デジタルサイネージ）を掲出すること。

東京モノレール車内の中吊り広告による車両ジャックを２ヶ月以上の期間で行うこと

以上の実施内容についての効果測定を実施すること

ウ 予算額：５０，０００，０００円（税込）

（１）～（４）の事業毎の予算額配分については総額を変えずに内訳を変更することは可とするが、その場合は内訳を明示し、変更理由を企画提案内容に記載すること。

また、（１）～（４）以外に予算の範囲の中で独自の提案をすることは可とし、その場合は企画提案書の中で明記すること

５ 目標設定

受託者は、各業務について運営目標のＫＰＩを示すとともに、その達成に向けた実施計画を明らかにし、本県が「徳島新未来創生総合計画」で設定している下記ＫＰＩの達成にも寄与できるよう、事業効果測定をすること。

・県ＳＮＳフォロワー数	２．２万人
・年間観光入込客数	２，３００万人
・観光満足度	９０％
・徳島阿波おどり空港の利用者数	１２０万人
・年間延べ宿泊者数	３００万人

６ 成果報告

事業終了後、令和８年３月３１日までに、以下の成果品を提出すること。

- （１）業務完了報告書 １部
- （２）実施内容報告書（Ａ４カラー印刷） １部
- （３）業務で制作した動画、画像データの電子データ
- （４）業務で実施したＷＥＢプロモーションに係る結果報告・効果検証レポートの電子データ

7 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議しながら進めること
- (2) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は発注者に帰属するものとし、県が実施する他事業での使用を可能とすること
- (3) イラスト、写真などの素材については、受託者の責任において著作権を有する原作者等の使用許諾を取得し、業務終了後においても、県が素材を使用した場合に問題が生じた場合は、受託者の責任において処理すること。
- (4) 発注者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更または中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者において必要な対応を行うこと。